

## 抗菌・防カビ試験管理士規定

### 1. 目的

抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗菌剤および防カビ剤の抗菌・防カビ評価に必要な知識および技能の水準を定め、これを満足していると認められた者を抗菌・防カビ試験管理士とし、より適切な抗菌評価手法の普及かつ向上を目的に会員を対象に抗菌・防カビ試験管理士認定を行う。

### 2. 抗菌・防カビ試験管理士の業務

- (1) 正会員、準会員の抗菌・防カビ試験管理士は、抗菌・防カビ加工製品管理責任者あるいは抗菌剤・防カビ管理責任者より依頼された抗菌・防カビ加工製品あるいは抗菌剤・防カビ剤について、その抗菌性能又は防カビ性能を依頼された方法により評価しなければならない。
- (2) 正会員、準会員の抗菌・防カビ試験管理士は、抗菌・防カビ加工製品管理責任者より抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗菌剤または防カビ剤について、その評価法などに関して諮問を受けた際には速やかに答申しなければならない。
- (3) 抗菌・防カビ試験管理士は、常に抗菌加工製品および抗菌剤の抗菌評価並びに防カビ加工製品および防カビ剤の防カビ評価に必要な知識および技能の向上に努めなければならない。専門知識の向上、資質向上、抗菌試験、防カビ試験に関する最新技術習得のため、抗菌製品技術協議会の開催するフォローアップ研修会に2年に一度以上参加しなければならない。

### 3. 抗菌・防カビ試験管理士の認定

- (1) 抗菌・防カビ試験管理士認定は、次の各号〔2)―③を除く〕の一つに該当する者に対し本会会長が修了証を交付する。
  - 1) 抗菌・防カビ試験管理士講習（以下「講習」という）を修了した者。
  - 2) 次の各項目の一つに該当する者。
    - ① 実務経験1年以上（証明書の提出が必要）。
    - ② 短期大学またはこれと同等以上の学校において微生物関連の課程を修めて卒業した者（卒業証明書の提出が必要）。
    - ③ 本会がその業務上の必要性を認めた者。
  - 3) その他本会が同等の知識及び技能を有すると認めた者（本会活動への参加実績等）。
- (2) 2)―③による場合は、形式上抗菌・防カビ試験管理士とするが、その日より2年以内に講習を修了しなければ、修了証の交付を受けることができない。
- (3) 本会会長は、本会の名誉を毀損し、または本規定の目的に反する行為をしたと理

## 機密保持レベル D

事会が判断したとき、抗菌・防カビ試験管理士としての本会認定を取り消し、認定の返納を求める。

- (4) 平成 25 年 12 月 13 日現在、既に抗菌試験管理士としての認定を受けている者は自動的に抗菌・防カビ試験管理士として認定を受けているものとして扱う。

### 4. 抗菌・防カビ試験管理士講習

- (1) 講習は、抗菌・防カビ加工製品および抗菌剤・防カビ剤の抗菌評価、防カビ評価に必要な知識および技能について行う。
- (2) 講習及びフォローアップ研修会は原則 2 年度に 1 回開催とし、講習とフォローアップ研修会は交互に別年度に実施する。
- (3) 次の各号の一つに該当する者は、講習を受けることができる。
- 1) 会員の法人に在籍する者。
  - 2) 会員（代表者）の推薦状がある者。
- (4) 講習の科目は、次のとおりとする。
- 1) 微生物の基礎知識
  - 2) 抗菌剤（銀等無機、有機、光触媒、抗菌ステンレス）の基礎知識
  - 3) 抗菌加工製品（材料、加工法、使用法）の基礎知識
  - 4) 関連法規（薬事法など）と表示方法・用語
  - 5) 本会自主規格、自主登録
  - 6) MIC、MBC 試験法
  - 7) 抗菌力試験法（JIS Z 2801、シェーク法ほか）
  - 8) カビ成長試験、カビ抵抗性試験（JIS、ISO、IEC）
  - 9) その他必要と認められる科目及び技能

### 5. 抗菌・防カビ試験管理士講習委員

- (1) 講習およびフォローアップ研修会の開催に関する事務は、抗菌・防カビ試験管理士講習委員が行う。
- (2) 抗菌・防カビ試験管理士講習委員は、制度運営委員会に所属し、会長が委嘱する。
- (3) 抗菌・防カビ試験管理士講習委員は抗菌・防カビ試験管理士講習およびフォローアップ研修会の業務を、適切な会員企業・団体に委託することができる。

### 6. 講習の公示

講習を実施する日時、場所その他講習の実施に際して必要な事項は、原則として総会等で少なくとも実施の 3 ヶ月以上前に公示するものとする。

### 7. 受講手続

機密保持レベル D

講習を受けようとする者および第3項-(1)-2)-③に該当する者は、別に定める受講願書に次の書類、写真および受講費を事務局に提出する。

- (1) 第4項-(3)に規定する受講資格を証明する書類
- (2) 別途定める受講費等

制定：平成10年6月24日

改訂：平成10年11月30日

改訂：平成12年6月22日

改訂：平成13年6月22日

改訂：平成21年12月17日

改訂：平成25年12月13日

改訂：平成26年3月20日